

■報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）

【要旨】

平成26年8月5日に請負契約締結議案の議決を受けた「平成26年度（局保） 十川簡易水道統合整備事業 配水池築造工事」に係る工事請負契約について、下記のとおり工事請負契約の一部を変更する契約を締結するため、地方自治法第180条第1項及び四万十町長専決処分事項第3項の規定に基づき、去る2月20日に専決処分しましたので、同法第180条第2項の規定により報告するものです。

【工事請負契約の変更契約締結内容】

契 約 件 名	平成26年度（局保） 十川簡易水道統合整備事業 配水池築造工事
工 事 場 所	四万十町 大道 地内
契 約 の 金 額	84,672,000円 （内消費税及び地方消費税 6,272,000円）
変更契約金額	87,882,840円 （内消費税及び地方消費税 6,509,840円）
増 減 額	3,210,840円 （内消費税及び地方消費税 237,840円）
契約の相手方	高知県高岡郡四万十町十川136番地 有限会社 松元建設 代表取締役 松元 秀人

【変更内訳】

変更内容	変更理由	変更金額
配水池造成工事	土地造成の結果一部に軟弱な地盤が出たことから法面崩壊を防ぐためブロック積擁壁 131.4 m ² を追加施工することとした。	2,794,860 円
その他	その他（現地精査）による増額。	415,980 円